

夜間中学の設置促進・充実

令和7年度予算額（案）

1億円

（前年度予算額）

1億円



文部科学省

背景

全国には未就学者が少なくとも約9.4万人、最終卒業学校が小学校の者が約80.4万人いるほか、近年不登校児童生徒が増加（令和4年度は約29.9万人）。さらに、出入国管理法の改正により、外国人の数が増加。

⇒義務教育を実質的に受ける機会がなかった方にとって、夜間中学がますます重要な役割を果たす。

（参考：夜間中学の設置状況）令和2年度に1校、令和3年度に2校、令和4年度に4校、令和5年度に4校、令和6年度に11校が新設され、令和6年10月時点で、19都道府県・13指定都市に53校が設置されている。そのうち4校は、学びの多様化学校を併設。

目的・目標

教育機会確保法等（※1）に基づき、義務教育の機会を実質的に保障するため、以下を進める。

（※1）平成28年12月に「教育機会確保法」が成立。「教育振興基本計画」、「経済財政運営と改革の基本方針2024」等で全都道府県・指定都市に少なくとも一つの夜間中学設置を目指すこととしている。

- ・都道府県、指定都市等における夜間中学の設置促進
- ・教育機会確保法第15条に基づく協議会の設置・活用
- ・多様な生徒に対応するための夜間中学の教育活動の充実

夜間中学のさらなる設置促進

① 夜間中学新設準備・運営支援（補助事業等） 95百万円

（72百万円）

◆ 新設準備・運営支援

夜間中学新設準備に伴う協議会等の設置、コーディネーターの雇用、ニーズ調査実施、広報活動などの設置に向けた準備に係る経費及び開設後の円滑な運営に係る経費について、最大5年間措置。

◆ 広報活動

教育機会確保法の趣旨や基本指針の内容、夜間中学の活動等を周知するための説明会の開催や夜間中学を周知するポスターを作成・配布等し、国民の理解を推進。（文部科学省直接執行予算）

補助割合 新設準備2年間：1／3 ※上限400万円
開設後3年間：1／3 ※上限250万円

補助対象経費 諸謝金（報償費を含む。）、報酬、旅費、消耗品費、印刷製本費、図書購入費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、雑役務費、備品費、保険料、委託費

夜間中学の教育活動の充実

② 夜間中学における教育活動充実（委託事業） 13百万円

（13百万円）

夜間中学における多様な生徒の実態等に応じて教育活動を充実していくために必要な環境整備等の在り方を検証。

- ✓ ICTの活用等を含めた高齢者や外国人向けのカリキュラム開発
- ✓ 不登校経験者支援のための相談体制の整備
- ✓ 他市町村の夜間中学や域内の昼間の中学校、近隣の定時制高校との連携
- ✓ 効果的な学校行事や校外活動等の在り方
- ✓ 教育機会確保法第15条に基づく協議会の設置・活用
- ✓ 不登校学齢生徒向け支援のモデル創出 など

委託先 ・夜間中学を有する都道府県、政令指定都市、市町村

委託対象経費 人件費、諸謝金、旅費、借損料、消耗品費（図書購入費を含む。）、会議費、通信運搬費、雑役務費（印刷製本費を含む。）、消費税相当額、一般管理費、再委託費

③ 夜間中学における日本語指導ガイドライン作成のための調査研究（委託事業） 8百万円（新規）

夜間中学に通う生徒のうち、外国籍の方が約3分の2を占めていることに加え、日本国籍ではあるものの外国にルーツがある方など、夜間中学で学ぶにあたり、そもそも日本語指導が必要な方が多くなっている。夜間中学の教員は、教員養成課程等も含め日本語指導の手法等を習得していない、または、昼間の中学校において指導経験もないことがほとんどであり、夜間中学で学ぶにあたり日本語指導が必要な生徒に対する指導等について、課題を抱えている自治体が多くなっていること等を踏まえ、新たに調査研究を実施。

委託先 ・大学、民間企業等

【関連施策】

▶ 学びの多様化学校の設置促進及び教育活動の充実

▶ 公立学校施設の整備

▶ 学びや生活に関する課題への対応のための教職員の加配措置

▶ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置

▶ 日本語の指導を含むきめ細かな指導の充実

▶ 多言語翻訳システム等ICTを活用した支援の充実（帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業）

▶ 地域日本語教育の総合的な体制づくりの推進

▶ 外国人の子供の就学促進事業